

国第一回 参議院大蔵委員会会議録第一号

昭和五十九年二月九日(木曜日)

午後零時三十一分開会

委員の異動

十二月二十六日 辞任

近藤 忠孝君

十二月二十七日 辞任

宮本 順治君

一月十二日 辞任

岩動 道行君

一月九日 関口 恵造君

一月十二日 辞任

中村 太郎君

一月十二日 辞任

伊江 朝雄君

一月九日 関口 恵造君

一月十二日 辞任

大坪 健一郎君

一月九日 関口 恵造君

出席者は左のとおり。

委員

理事

事務局側

説明員

常任委員会専門員

河内 裕君

河内 裕君

河内 裕君

河内 裕君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○租税及び金融等に関する調査

○昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案(衆議院提出)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る一月十二日、岩動道行君及び関口恵造君が委員を辞任され、その補欠として梶木又三君及び大坪健一郎君が選任されました。

また、本日、中村太郎君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に大坪健一郎君を指名いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題とし、財政及び金融等の基本施策について、竹下大蔵大臣から所信を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 今後における財政金融政策につきましては、先般の財政演説において申し述べたところであります。本委員会において重ねて所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と

御協力ををお願いする次第であります。

最近の世界経済についてみますと、原油価格の低下や物価の安定等の好条件を背景に、米国で予

想を上回る景気回復が見られるほか、主要先進国は、総じてインフレ克服と成長回復を実現しつつあります。我が国経済につきましても、生産出荷や企業収益等の動向を中心的に顕著な改善が見られ、景気は緩やかながら、しかし着実に回復の過程をたどりつつあります。

このような内外経済情勢のもとで、私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、三つの課題、すなわち、インフレなき持続的成長の確保、財政改革の層の推進及び調和ある対外経済関係の形成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくことであります。

国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気の面では、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には、総合経済対策を策定したところであります。さらには昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行つてあるところであります。また所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図つたところであり、今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいる所存であります。

第二は、財政改革の一層の推進であります。

今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の發揮を十全には行い得なくなつております。このままでは人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがつて、財政改革の推進を通じて、財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものとするための緊要な政策課題であり、政府としては、先般策定した一九八〇年代経済社会の展望と指針において、その対象期間中に特例公債依存度から脱却と公債依存度の引き下げに努めるという努力目標を示したところであります。

この努力目標に向けて、歳出面におきまして、政府と民間、国と地方の間の役割と責任を明確にする見地から、既存の制度、施策についても引き続き改革を行うとともに、歳入面におきましても、社会経済構造の変化に対応して、歳入構造の合理化、適正化に努めるほか、行政サービスの受益と負担のあり方という観点から、基本的な見直しを行ふ必要があると考えております。

なお、特例公債の償還財源の調達問題についても、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りながら、どのように財政改革を進めていくかの厳しい財政事情を考えれば、借換債の発行を行わないという従来の方針については、遺憾ながら見直さざるを得ないと考えるものであります。

第三は、調和ある対外経済関係の形成に努めることであります。

最近の貿易・経常収支は、原油価格の低下、ドル高及び米国を中心とする世界景気の回復を主因として、大幅な黒字を続けておりますが、世界経済の重要な一翼を担う我が国としては、この際率先进して、自由貿易体制を維持強化し、調和ある対外経済関係を形成していくため、昨年十月総合経済対策を策定し、市場開放、輸入促進のほか、資本流入の促進、円の国際化、金融・資本市場の自

由化及び国際協力の推進等、広範多岐にわたる施策を講ずることといたしましたところであります。このうち市場開放につきましては、昭和五十九年度閣税改正において関税率の引き下げ等の措置を講ずることといたしております。円の国際化及び金融・資本市場の自由化につきましては、内外経済の今後の進展に柔軟に対応し得るような金融・資本市場の形成を図るべき、主体的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のほか、国際金融の面では、今後とも関係諸国と密接な協調を保ちながら、円相場の安定に努めてまいるとともに、債務累積問題についても適切に対処してまいる所存であります。

次に、昭和五十九年度の予算の大要につきまして御説明いたします。

昭和五十九年度予算は、財政改革を一層推進するため、特に歳出構造の徹底した見直しを行うことと基本とし、あわせて歳入面についてもその見直しを行い、公債の減額に最大限の努力を払うこととして編成いたしました。

歳出面におきましては、前年度よりさらに厳しめのマイナスシーリングのもとで、聖域を設けることなく見直しを進め、地方財政対策の改革、医療保険制度や年金制度の改革を初めとする種々の制度改革改正を行ふなど徹底した歳出の削減を行いました。また食糧管理費の節減合理化、国鉄経営の合理化等をさらに推進したところであります。

補助金等につきましては、すべてこれを洗い直し、制度改正を含め從来にも増して積極的に整理しておながく、これまでの歳出削減の効果が現れており、総額において前年度に比べ四千三百五億円の減と厳しく圧縮いたしました。

以上の結果、一般歳出の規模は、三十二兆五千八百五十七億円と前年度に比べて三百三十八億円の減となり、これに国債費及び地方交付税交付金の減となり、建設公債六兆二千二百五十億円、特例公債六兆四千五百億円となつております。この結果、公債依存度は、二五・〇%となつております。

財政投融資計画につきましては、厳しい原資事情にかんがみ、対象機関の事業内容、融資対象等を厳しく見直すことにより、規模の抑制を図り、政策的な必要性に即した重点的、効率的な資金配分となるよう努めるとともに、民間資金の活用を図り、円滑な事業執行の確保に配慮したところであります。

正において、社会経済情勢の変化に応じて所得税制全般を見直すことにより、初年度八千七百億円に上る所得税の大額減税を行うことといたしましたばかり、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するため、所要の措置を講することといたしております。それとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう、法人税、酒税、物品税について税率の引き上げ等の措置を講ずることといたしておりますが、これらは歳出削減、税外収入の確保等に最大限努めても、なおかつ必要な措置であることをぜひとも御理解いただきたいのであります。なお、石油及び石油代替エネルギー対策の財源事情等に配意し、石油税の税率引き上げ等を行うことといたしております。

以上のほか、税の執行につきましては、申告納税制度の一層の定着と課税の公平を図るために、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正化、公平な税務行政を実施するよう努力してまいります。

また、税外収入につきましては、特別会計及び税環境の整備に向けて所要の措置を講ずるとともに、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正化、公平な税務行政を実施するよう努力してまいります。

また、税外収入につきましては、特別会計及び税環境の整備に向けて所要の措置を講ずるとともに、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正化、公平な税務行政を実施するよう努力してまいります。

この結果、昭和五十九年度の財政投融資計画の規模は、二十一兆一千六十六億円となり、前年度当初計画に比べ、一・九%の増加となつております。

昭和五十八年度補正予算につきましては、昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律の実施に伴う減税一千五百億円等に対処するとともに、災害復旧費の追加、義務的経費の追加等やむを得ない歳出の追加等の措置を講ずることとしており、この結果、昭和五十八年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四千五百九十八億円増加して、五十兆八千三百九十四億円となり、その公債依存度は二七・一%となつております。

以上、財政金融政策に関する私の所見の一端を申し述べました。

本国会に提出し御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和五十九年度予算に関連するもの十三件、昭和五十八年度補正予算に関連するもの一件、その他六件、合計二十件でありますが、このうち十八件につきましては、本委員会において御審議をお願いすることになります。それぞれの内容につきましては、逐次、御説明することになりますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第であります。

○委員長(伊江朝雄君) ただいまの大臣の所信に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(伊江朝雄君) ただいまの大臣の所信に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(伊江朝雄君) この際、大蔵政務次官からそれぞれ發言を認められておりますので、順次これを許します。井上裕君。

○政府委員(井上裕君) このたびはからずも大蔵政務次官を命ぜられました。わが国社会経済が直面いたしております重要なときにはござりまして、職務の遂行に万全を期したいと思ひます。委員各位の御指導を賜わりますよう心からお願ひを申し

上げまして、ごあいさつをいたします。(拍手)

○委員長(伊江朝雄君) 次に、堀之内久男君。

○政府委員(堀之内久男君) 今般大蔵政務次官をお拝命いたしました堀之内久男君であります。現下の厳しい内外情勢の中で職責の重大さをひしひしと痛感いたしております。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たる所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどをお願い申上げます。(拍手)

○委員長(伊江朝雄君) 次に、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を趣題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長代理越智伊平君

から趣旨説明を聴取いたします。越智伊平君。
○衆議院議員(越智伊平君) ただいま議題となりました昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨八日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和五十八年度において米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため稻作転換を行う者等に対し、水田利用再編奨励補助金を交付することといたしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は一時所得の必要経費とみなし、また農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めるこ

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十八

年度において約十一億円と見込まれるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であ

ります。何ぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申上げます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○竹田四郎君 まず、大蔵省と農水省に資料要求をしておきたいと思います。農水省にまずお聞きしたいと思うですが、この補助金の額ですね、三十アール当たり五万円とか、三万五千円とか、三

万円とかという数字があるんですけれども、これ

はどういう計算でこういう数字が出たのか。いま

ここで説明してもらいますと、私の時間は十一分

でありますから時間がなくなりますから、後でひ

と文書でいただきたい、これが一つです。

それから大蔵省の方に伺いたいと思います。現

実にいま減額総額十一億というお話をありますけ

れども、具体的にこれによって税金の負担がまか

れる人といいますか、負担しなくともよくなる人、

これは具体的にそれぞれの補助金をもらっている

階層がござりますけれども、一体件数にして何件

ぐらいになるのか。耕作規模、減税額のそれぞれ

の平均というようなものも、できましたら、これ

もきょうでなくて結構でございますから、ひとつ

文書で後で出していただきたい、これをお願ひし

たいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(中野賢一君) 転作奨励金の額の根拠でございますが、後ほど資料でお出したいたい

と思います。

○政府委員(梅澤節男君) 税関係の御指摘の資料

まして、一応減収額を大ざっぱな仮定で推計をいたしておりますが、率直に申しまして、詳細の税務統計は手元にございません。したがいまして、いま竹田委員が御指摘になりました点、どれぐら

いの資料ができますか、検討はさせていただきますが、御注文どおりのものができますかどうか、どうもだんだん金額が多くなつていくらしいんですけど、しばらく時間の御猶予をいただきたいと思いま

す。

○竹田四郎君 これは提案者にもお聞きしたいし、農水省、大蔵省にもお聞きしたいんです。

再編奨励補助金ということでありますけれども、私は主に都市的な立場で物を見ているわけであります。政府の政策によって米作からほかのものに転作する、よってその補助金として、五十

三年から毎年二千六百億から三千六百億、ことし

五十八年度もさらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになるということで、國

の産業構造の転換等によりまして会社がつぶれていく、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになる

ことがあります。それで、せいいせい退職金プラス雇用保険、失業保

険ですか、これを長い人で一年間くらいも

働く、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになる

ことがあります。それで、せいいせい退職金プラス雇用保険、失業保

険ですか、これを長い人で一年間くらいも

働く、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになる

ことがあります。それで、せいいせい退職金プラス雇用保険、失業保

険ですか、これを長い人で一年間くらいも

働く、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになる

ことがあります。それで、せいいせい退職金プラス雇用保険、失業保

険ですか、これを長い人で一年間くらいも

働く、あるいは昨年の北炭の三井の工場ですか、

五十八年度もささらに補正によって三千四百五十億近く出すことになっているんですけれども、都市の労働者の立場から見てみると、アルミがだめになるとか、何々がだめになる

下がっていく、あんまり一遍にぼんと変えるわけにもいくまいでしょうから、激変緩和措置はある程度やらなくちゃならぬと思うんですが、だんだん金額が少なくなつていくらしいんですけど、どうもだんだん金額が多くなつていくということがあります。

それで、消費者米価は毎年のように上がっています。しかも勤労の方とすれば、ここ見られるように税金もんまり安くならない、給料も上がっていない、こういう中でこっちだけがあえていいのかね。それは私はそう簡単だとは思ひませんけれども、そういうものを私どもは得たい。そん

ういうようなものを失つていくんじゃないかな。

では、農政に対する国民の信頼といいますか、そ

ういうようなものを失つていくんじゃないかな。

それで、消費者米価は毎年のように上がっています。

く。しかも勤労の方とすれば、ここ見られるよ

うに税金もんまり安くならない、給料も上がりませんけれども、そういうものを私どもは得たい。

く。一体こういうことをいつまで続けていくのか、いつまでやつたらこういうことがなくなつていいのかね。それは私はそう簡単だとは思ひませんけれども、そういうものを私どもは得たい。

ういうものもあれば、なるほど、ここまでやつているのか、それじゃ、ある一定の年限だけは大変な金額かかるけれども、これはしようがないといふことになるわけですが、農水省は、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(中野賢一君) 現在私どもの方で実施しておりますのは、水田利用再編対策でございま

すが、これは今はお話しございましたように、米の過剰基調に対処いたしまして、需要の動向に即し

ます。したがいまして、農業生産の再編成を行つておるわけございます。それで、五十三年度か

ら十年の長期的なビジョンのもとにやるというこ

とで、その中を三つの期間に分けまして、第一期

三年、第二期三年、今度五十九年度から第三期に

入るわけでございます。

それで、御案内かと思いますが、日本の農業は、

モンスーン地帯という気象の特性もございま

すが、いわゆるかんがい農業、水田農業、稻作農業

がずっと古来主体でございます。これを昨今の消

費の動向に即しまして、米作から、つまり麦であ

るとか、大豆であるとか、果樹であるとか、野菜

であるとか、そういう方に転換をするという、

日本農業にとりましては非常に難しい課題でござ

います。それに農家が非常に努力をされておるわ

けでございますが、そういう難しい問題があるといふこともひとつ御理解いただきたいと思います。

では、いつまで続けるかということになるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、

水田利用再編対策は、おおむね十年ということになつておりますし、第三期があと三年続くわけでござります。

その後どうなるかということでござりますが、具体的にはその時点で、米の需給の動向であるとか、それから米とほかの転作作物との収益性の関係とか、いろんな条件を総合判断して判断するということになるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、日本農業の構造そのものを変えていくという非常に難しい事業でございます。しかも、さつき申し上げましたように、米の需給の動向を考えますと、そう短期にこの需給のギャップが解消するというふうにも見込まれませんので、この三期対策が終わりました後も、

何らかの米の需給均衡化対策、転作対策というの是要るんではなかろうかというふうに考えております。

今御指摘ございましたように、いつまでもその転作奨励金に依存し続けるということは、問題があるというふうに我々も考えております。これは

先般の臨時行政調査会からも御指摘があつたわけをいたしておりますが、予算の中で奨励金、これでございますが、早期に奨励金依存から脱却をしなさいという御指摘を受けているわけでござります。したがいまして、今度、五十九年度にお願い

をいたしておりますが、予算の中で奨励金、これは大きく分けまして二つございまして、基本額とそれに加算する加算金と二つの体系になつておりますが、その基本額の方でございますが、思つて一つに八千円の減額という措置を講じておるところでございます。そういうことで、今御指摘のような奨励金依存からの脱却、そういう基本的な方向で今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○竹田四郎君 あと時間ございませんから一問だけ聞きます。

らしてもらいます。今度、三期の対策なんか他用途米の問題なんかもいろいろ私は問題あるだろうと思いますするけれども、これはきょう聞きません。

最後に、いろいろな行政管理庁の指摘とかあるのはその他の検査院の検査報告などを見まして、大分補助金というのがあちこちむだに使われている例というのがありますね。たとえば資材置き場になつてあるようなどころに補助金が出ていたり、あるいは何もつくっていないところに補助金が出ていたりして、その額もそう少ないわけじゃないですね。かなり多いわけですが、これはどうしてこんなことになるんですか。その原因というのは、農水省としてはどういうふうにらんでいるのか、これを直すのについて具体的にどういうふうに考えているのか、その二点だけ伺つておきます。

○政府委員(中野賢一君) 対策奨励補助金につきまして、今御指摘のように、不当な交付が皆無でないということを非常に遺憾に思つておるわけでござります。こういった事態が生じましたのは、具体的には市町村が転作が行われたことを確認いたすわけですが、相手の農家が現実問題としては三百万ぐらいの農家になります。これを圃場で見ますと、筆数にいたしまして約一千万ぐらいいの筆になるわけでございまして、非常に手間暇がかかることも事実でございます。具体的な事業の進め方につきましては、要綱とか要領で細かにいろいろ指導いたしておるわけでござりますが、その点に若干みなれがあるとか、事業主体の方が、補助金を受ける主体が農家ということもございまして、手続上にそこを来す、そういうふうにございまして、御指摘のような事実が出ているんではないかと思います。

やはり貴重な税金を使いましてこういった事業をやっておるわけでござりますから、補助金の執行につきましては、厳格に行われるよう今後ともその趣旨の徹底を図りまして、指導を強化してまいるつもりでございます。

○塩出啓典君 まず最初に大蔵省にお尋ねしますが、これはずっと議員立法で、政府は「あえて反対しない」という、こういう御意見のようですが、何となくあんまり大蔵省は乗り気でない、それを議員立法で横車を押しているような、こういう印象も持たれるわけであります。しかし本來の趣旨からいえば、そういう転作に国策に従つて協力をした、そういう点に対しても税金の面で配慮するということは、公共事業に土地を売る場合においてもそういうことはあるわけでございまして、私はまあ筋が通つていると思うんですね。そういう点でこれはちゃんと政府から出すべきやないか、ちゃんと租税特別措置の中に入れます。それが非常に自然ではないかと思うんですが、それをあえてやろうとしないお考えはどこにあるのか伺つておきます。

○政府委員(梅澤節男君) これは例年この時期に同じことを申し上げておるわけですが、それでも、本来この補助金は、所得税法の考え方から申しますと、事業所得として課税されるべき所得である。それを日本農業の置かれました特殊な事情等を背景いたしまして、この種の補助金が出る場合、農家の負担を軽減するという、それこそ国家的な観点から、そういう異例の政策的な要請でもつて一時所得としてこれを扱うという税法上の措置をとる、そういう特例でもござりますので、私どもいたしましては、本来、所得税法の考え方からいりますと、事業所得として課税されるべきものが本旨でございますが、ただそういう政策的な要請で立法院として意思をお固めいたしました法律として制度化をなさる場合に、從来とも政府としては反対を申し上げない、こういうことで從来も対処をさせていただいておるわけでございまして、何とぞその点については御了承を賜りたいと思います。

○塩出啓典君 私は非常に不自然な感じがするわけで、今年はやむを得ないと思想ですが、来年度におきましては、ひとつひそかに方向で話しかけておられます。ひとつは、ひそかに方向で話しかけておられます。ひそかに方向で話しかけておられますが、その点に若干みなれがあるとか、事業主体の方が、補助金を受ける主体が農家ということもございまして、手続上にそこを来す、そういうふうにございまして、御指摘のような事実が出ているんではないかと思います。

たゞ、各地域に参りまして具体的に見てまいりますと、農家によつて差がございます。この気象条件とかデータを精細に調べてみますと、基本的には今度の連続した不作は異常な気象要因が原因でござります。

ただ、各地域に参りまして具体的に見てまいりますと、農家によつて差がございます。この気象条件を克服していく農家もござりますし、もうやられてしまつた農家もござります。これは稻作の技術がおおむね確立しておると思いますが、その技術の基本を確実に施行しないと、例えば健全な苗をつくるとか、それから適期に播種をする、それから肥料をやる、水の管理を十分にやる、そういうことが基本的に実行されませんと、やはり被害を大きくする。

今回私ども、たくましい稻づくりということで新稻作運動を起こしております。これは土づくりから始まりまして、稻作の技術を基本的に施行していくということを各農家の末端まで普及浸透させようということでございます。そういうこと

がございまして、やはり基本は安定した稻づくりということを基本にこれからも指導をしてまいる所存でございます。

○説明員(赤木壮君) 米の需給に心配ないかといふ御質問でございましたが、五十八年産の米につきましては、当初在庫積み増しを行うということです、転作の目標面積を六十七万七千ヘクタールから六十万ヘクタールに軽減しながら対応してきたわけでございますが、冷害等によりまして作柄がやや不良ということで、結果的に生産量は千三十七万トンになつたわけでございます。

五十九米穀年度の供給につきましては、この生産量と、それから前年産の十万トンの持ち越しもござりますし、それからさらに五十三年産米も引き続き売れるという見込みでございますので、これらをあわせて対応していくますと、米の需給に不安はないというふうに思っております。こういうふうなことで五十九米穀年度末、ことしの十月末には、五十八米穀年度と同様に、前年産を約十万吨程度持ち越せるものというふうに思つておりますし、また毎年十月末までには新米が大量に集荷されておりますし、こういうことを考えますと、五十九米穀年度の端境期においても需給に問題はないというふうに考えております。

なお、こうした在庫事情を考えまして、水田利用再編対策の中でも、各年四十五万トンずつの計画的な在庫積み増しを行つておられますので、こういふてまいりたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 農水省に二点お伺いしますが、予算削減率は農水省が四・一%、各省庁でトップであります。そのうちの七割が食糧管理費、さらにはそのうち七割が水田利用再編奨励金のカット。先ほどお話しのとおり奨励金基本額で八千円で、個々の農家への影響が大きいんではないかと思うんですが、その点が第一点。

もう一つは、農業生産所得、昭和五十三年で五百四千億円、昭和五十七年には四兆三千億円と一兆一千億円も減収なんですね。いま生産意欲さえ

失いかけている農家が大変多いわけです。農水省として農業を国的重要な基幹産業としてやっていけるのに対する意欲ですね農家の意欲を失つて、端的にひとつそれをお答えいただきます。

○政府委員(中野賢一君) 御指摘のように、予算是減つておりますが、減つた中身を見ますと、先ほど申し上げましたように、奨励金の基本額を八千円減らしたということ、それから転作面積が、実際問題といたしましては、五十八年に比較いたしまして五十九年は約十万ヘクタール減ります。

これは転作の規模でございます。そういつたことが影響いたしまして予算的には減額になつておるわけでございます。しかも奨励金の減額につきましても、私どもとしては、いわゆる稻作と転作作物との収益性等いろいろと考えまして設定をいたしましたが、どちらも見えて、予算の格好から見えるほどどの農家に対する経営上の問題というのは、私どもではないというふうに考えております。

それから農業生産に対する意欲の問題でございますが、私どもは国民食糧の安定的確保ということを至上課題といたしまして懸命に努力しております。

○青木茂君 私も三分ですから、提案者にお伺いを申し上げます。

五十七年度も五十八年度も、内閣に聞いたら、みんなあえて反対はしないと言つたものをあえておやりになつたわけですね。その間について十分な御論議の上二つの「あえて」があつたんでしょ

うか、まずそれ第一点。

○衆議院議員(越智伊平君) 先ほど来御論議をいたしましたが、大蔵省からも御答弁がありました

とおり、あえて反対はしないと、こういうことであります。しかしいろいろお見えの野口理事の意見もとりまとめて見付しておるような次第であります。しかしながら、農水省から御説明がありましたように、今、

水田利用再編対策につきましては、麦あるいは大豆、野菜いろいろやつておりますけれども……

○青木茂君 恐れ入りますが、三分ですから簡単にひとつ。

○衆議院議員(越智伊平君) 野菜の収入が非常に少ない。所得が少ない。これは各市町村あるいは市町村の農業委員会等、大変な御苦労をされております。そして今までずっとこういうことで減税措置をしておりますので、やはりことしもやつていく。将来につきましては、また理事会等で大いに論議しよう。こういうことで起草をした次第であります。

○青木茂君 どう考へても、税法理論上、事業所得であるものをあえて一時所得にした、ここがわからないわけなんです。事業所得ならいいと思いまます。農業を保護しなきやならない理由がいろいろありますから。今、とにかく都市の税金が農業保護に流れ込んでいるような実情。実りあるものならいいけれども、この補助金が余り実りあるものとも思えない。そなりますと、トーゴーサンピンとよく言われる不公平税制のこれは拡大ではないかという気がして仕方がないんですけれども、そういう御論議はございましたでしょうか。

○衆議院議員(越智伊平君) そういう論議もありました。ありましたけれども、先ほど申し上げましたように、実際は農家は米をつくることが一番所得が多い。そして、転作をいたしますと、こればかりはさして喜ばれない政策でありますし、所得も少くない。その奨励金から税を取ると、かえつて米づくりと転作との所得の格差といいますか、そういうことを考えて、これは減税をするべきだ、こういう結論に達した次第であります。

○青木茂君 農家の方、農業の方は大変手厚い保護があつて、サラリーマンの立場からしては大変うらやましいと思うわけでございます。

あります。私が最もこの起草に当たりましては、いろいろお見えの野口理事の意見もとりまとめて見付しておるような次第であります。しかしながら、農水省から御説明がありましたように、今、

水田利用再編対策につきましては、麦あるいは大豆、野菜いろいろやつておりますけれども……

○委員長(伊江朝雄君) ほかに御発言もないようですが、本件に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(伊江朝雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(衆)

一、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済に関する法律

政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保

險金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかるわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十八年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基団となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助

助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改

良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（所得税の特例）

二月八日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）

一、昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆）

昭和五十九年二月十五日印刷

昭和五十九年二月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局